

岐阜県教職員組合 臨時教職員対策部

団 体 交 渉 回 答 要 旨

日 時 令和5年8月2日 15時30分～

会 場 1703会議室

《団体交渉次第》

1. 団体交渉の開始（15：30）
2. 岐阜県教職員組合 あいさつ
3. 要望にかかる質疑
4. 団体交渉の終了（17：00）

団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合臨時教職員対策部（令和5年8月2日）

岐阜県教育委員会

要 望 事 項	回 答
1	臨時的任用職員・任期付採用職員に関して、以下のことを要望します。
	<任用格付け>
(1)	同一労働・同一賃金の原則に基づき、臨時的任用職員を2級格付けとすること。 岐阜県では、現在、本務者を「教諭」として格付けしており、臨時的任用職員は本務者と同様の任用格付けとしておりません。 今後、「同一労働、同一賃金」の原則のもと、教諭と講師との職務内容の違いや他県の2級適用状況などを踏まえ、検討してまいります。
(2)	正規職員である任期付採用職員を2級格付けで任用すること。 岐阜県では、現在、本務者を「教諭」として格付けしており、任期付採用職員は本務者と同様の任用格付けとしておりません。 今後、「同一労働、同一賃金」の原則のもと、教諭と講師との職務内容の違いや他県の2級適用状況などを踏まえ、検討してまいります。
2	すべての会計年度任用職員に関して、以下のことを要望します。
	<報酬>
(1)	報酬単価を大幅に増額し、会計年度任用職員の生活を保障すること。 報酬額については、業務内容の性質等を勘案して定めております。 報酬の増額については、会計年度任用職員全体の問題として知事部局と協議し、適切に判断していきたいと考えています。
(2)	今年度据え置かれた教科担当等非常勤講師などの報酬単価を増額すること。
(3)	常勤職員の給与が改定された場合、会計年度任用職員の定額報酬も、その改定の取扱いに準じて改定するしくみをつくること。
	<年休等の予算化>
(4)	年次休暇や夏季休暇などの有給休暇に係る報酬を予算化し、休暇取得を促進すること。 会計年度任用職員については、財政状況が厳しい中、できる限り多くの学校の要望に沿えるように配当しております。 現状で一人当たりの配当時間数を増やすことは難しい状況であることをご理解ください。
	<手当>
(5)	期末手当・勤勉手当の支給条件にある「一週間の勤務時間数」は、勤務条件通知書に記載された「一週間の勤務時間数」（義務制においては「授業時間数等」とすること。 期末手当・増額報酬について、「年間の総勤務見込時間」を「全任用期間の総日数」で除した「1週間当たりの正規の勤務時間」に基づいて支給対象を判断していることをご理解ください。

団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合臨時教職員対策部 （令和5年8月2日）

岐阜県教育委員会

	要 望 事 項	回 答
	<任用>	
(6)	次年度の任用手続き方法や任用までの流れについて12月末までに当該職員に周知すること。	任用手続き方法や任用までの流れについては、できる限り早い段階で、お知らせできるよう検討します。
	<勤務条件通知書の記載事項>	
(7)	号給で報酬を定める職員の報酬の額について、時間給および号給も記載すること。	会計年度任用職員の勤務条件通知書は、会計年度任用職員任免手続き要綱に準じて記載をしています。
3	小中学校の非常勤講師に関して、以下のことを要望します。	
	<報酬・勤務時間数>	
(1)	余裕をもって年度末まで授業が行えるように、一人に配当される年間総勤務時間数を増やすこと。	会計年度任用職員非常勤講師については、財政状況が厳しい中、できる限り多くの学校の要望に沿えるように配当しております。現状で一人当たりの配当時間数を増やすことは難しい状況であることをご理解ください。
(2)	各学校が教科等担当非常勤講師の加配を要望する際は、必要とする授業時間数を基準としてその4分の1の準備等の時間を加えることを周知すること。	昨年度の加配の要望時から、授業時間に加えて準備等の時間を記載するようになっています。今後も必要な準備等の時間を含めて要望するよう、周知してまいります。
(3)	年間標準授業時数を超えるなど年間総勤務時間数が不足することが想定される場合は、勤務時間数の増加について教育事務所と協議することを各学校に周知徹底すること。	各学校に対して、配当された時間数をもとに、予め1年間の勤務時間を割り振るよう指示しているところです。予算上認められた時間数を、できうる限り各学校の要望に沿えるよう配当しておりますので、年間総勤務時間数を超えて勤務するということがないよう、勤務時間の適切な割振りと管理を各学校に指示しております。
	<任用>	
(4)	次年度の任用については、正規教職員の内示の日に関わらず、赴任校および勤務時間の予定がわかりしだい情報を提供すること。	臨時的任用職員の次年度における任用については、本務の教職員の人事異動と連動しているため、内示日より前に、臨時的任用職員に対して、任用の有無をお知らせすることは難しいですが、できうる限り速やかに対応できるよう検討してまいります。
(5)	週の勤務時間数が29時間以内の非常勤講師は「常時使用する労働者」に該当しないので、労働安全衛生規則第43条に基づく雇入時の健康診断結果を証明する書面提出を求めないこと。	雇入れ時健康診断については、今後検討してまいります。

団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合臨時教職員対策部（令和5年8月2日）

岐阜県教育委員会

要 望 事 項	回 答
(6) 勤務時間の割振りにあたっては、当該職員の要望を聞くよう各学校に周知すること。	任用における面談時に、勤務可能な時間等を確認した上で、できる限りその範囲内となるよう勤務先を調整しています。
(7) 任用時に「非常勤講師の勤務について＊1」を非常勤講師に配付すること。	当資料については、適切な管理ができるよう学校長あてに配付しています。資料の内容が徹底されるよう、改めて周知してまいります。
＜勤務実績簿＞	
(8) 授業以外の勤務も「その他の勤務した時間」として分単位で報告できることを管理職、事務職員および当該職員に周知すること。	各学校に対して、配当された時間数をもとに、予め1年間の勤務時間を割り振るよう指示しているところです。業務を遂行するために勤務した時間は報酬支給対象であることを再度周知してまいります。
＜休暇＞	
(9) 年次休暇および特別休暇の取得の仕方について、別紙により校長が当該職員に通知すること。	「年次休暇」について「岐阜県教育委員会会計年度任用職員 非常勤講師年次休暇付与日数確認シート」を活用し、当該職員に交付しているところです。また、「会計年度任用職員制度における事務手続きの手引き」は各学校へ配布しております。
(10) 時間割変更で週の計画から削られた授業時間帯の年次休暇の取得を認めること。	各学校に対して、配当された時間数をもとに、予め1年間の勤務時間を割り振るよう指示しているところです。配当された時間には限りがありますので、急な時間割の変更等がないよう、指導をしてまいります。
4 県立の非常勤講師に関して、以下のことを要望します。	
＜報酬・勤務時間数＞	
(1) 実習・実験等に関わる非常勤講師は、授業の準備や処理に多くの時間を必要とするため勤務時間がより多くなることから、予め実情にあわせた年間総勤務時間数にすること。	既に授業の準備等の時間を加えて各校に時間数を配当しているところです。
(2) 年間総勤務時間数を超える勤務の必要が生じた場合、その報酬を保障するしくみを作ること。	各校に対して、配当された時間数をもとに、予め1年間の勤務時間を割り振るよう指示しているところです。予算上認められた時間数を、できる限り各校の要望に沿えるよう配当しておりますので、年間総勤務時間数を超えて勤務するということがないよう、勤務時間の適切な割振り与管理を各校に指示しております。
(3) 報酬支給に係る予算が不足することが予想される場合は、年度途中に補正予算を請求して予算確保すること。	

団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合臨時教職員対策部（令和5年8月2日）

岐阜県教育委員会

要 望 事 項	回 答
(4) 特別非常勤講師の報酬単価を、教科等担当非常勤講師と同等にすること。	特別非常勤講師は、教職員免許状を有しないが、特定分野について優れた知識や技術を有する社会人を任命するものであり、年間を通じて教科全体を指導しないことから、教科担当非常勤講師との差異化を図っています。
(5) 1年間の授業を担当する特別非常勤講師の年間総勤務時間数を、教科等担当非常勤講師と同様に週1コマにつき年45時間で配当すること。	特別非常勤講師は、年間を通じて教科全体を指導しないことから、教科担当非常勤講師との差異化を図っており、予算上、教科担当非常勤講師と同様の時間配当は困難です。
＜勤務管理票＞	
(6) 今年度においても旧来の勤務実績簿で授業実施コマ毎の報告をさせている学校が確認された。非常勤講師本人が勤務管理票で勤務時間報告をしているのかを全県で調査し、是正すること。	令和4年7月12日付け事務連絡において、各校に対して、時間単位による勤務管理票の使用を指示しておりますが、再度同様の指示について検討いたします。
＜各学校への通知＞	
(7) 「非常勤講師の任用について」の通知を各学校に発出し、以下の内容を周知すること。 ① 時間割を作成する際には、当該職員の要望を必ず聞くこと。 ② 要望通りの時間割が作成できない場合は、当該職員にその了解を必ず得ること。 ③ 空き時間等の授業以外の時間も準備・片付け・採点等の勤務ができること、その勤務時間は報酬対象となることを当該職員に周知すること。 ④ 「勤務条件通知書(例)*2」を参考に作成し交付すること。特に、非常勤講師の勤務時間は曜日毎の勤務時間を提示すること。 ⑤ 「年次休暇*3」および「年次休暇以外の休暇*4」の取得の仕方について、別紙により勤務条件通知書と一緒に交付すること。 ⑥ 勤務条件通知書の交付は、遅くとも任用後1か月以内に済ませること。	例年、翌年度の任用方法等について学校へ連絡しておりますが、引き続き周知をしていきます。

団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合臨時教職員対策部（令和5年8月2日）

岐阜県教育委員会

要 望 事 項	回 答
	<勤務条件通知書>
(8) 勤務条件通知書に「原則として…除く」とされた「定期考査や学校行事実施日」の部分を削除し、勤務や年休取得ができるようにすること。	「原則として」とあるように、各校における学校運営上の必要に応じての対応となっています。
	<校務用 PC>
(9) 希望する非常勤講師に、校務用 PC またはタブレットを貸与すること。	非常勤講師が利用できる校務用パソコンを各学校に4台、授業を持たない教員と非常勤講師が利用できるタブレット端末を対象職員人数に応じて5～40台ずつ共用として整備しています。適宜ご利用ください。
	<社会保険>※
(10) 他校との兼務がある場合、あわせて週20時間以上の勤務なら「共済組合（健康保険）」に加入できるように要請すること。	加入条件については、社会保険事務所の判断によります。
	<定期健康診断>※
(11) 受診できる定期健康診断の診断項目を、常勤職員と同様にすること。 ※ 社会保険と定期健康診断に関しては、文書回答のみで結構です。	令和4年度から、週勤務29時間以上の会計年度職員についても検査項目を拡充し、常勤職員と同様の検査を実施しております。
5	教員不足の解消と受験者の負担軽減に関して、以下のことを要望します。
(1) 年度当初に必要な教員を正規教員で配置できるよう、それに見合う採用候補者名簿を作成すること。また、当初欠員が生じる恐れがある場合は補欠合格者を正規採用すること。	採用予定数については、児童生徒数、学校数・学級数、退職者数等の長期的な見込みをもとに、年度による採用予定数の増減が小さくなるよう配慮し定めています。 また、小中学校において、採用予定数に対して不足が生じる恐れがある場合に、補欠合格者を正規採用としています。県立学校の補欠合格者については、検討してまいります。
(2) 経験豊富な臨時教員の特別選考を検討すること。	小中学校において、令和6年度採用岐阜県公立学校教員採用選考試験では、前年度本県の教員採用試験第1次選考に合格し、本県で常勤講師として勤務している者や令和2年4月1日～令和5年3月31日までに24月以上本県の公立学校で常勤講師をしている者を、第1次選考試験を免除するなど本県で活躍している常勤講師が、受験しやすいようにしています。 今後も岐阜県で活躍する常勤講師が、勤務しながら採用試験を受験できるよう努めてまいります。

団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合臨時教職員対策部（令和5年8月2日）

岐阜県教育委員会

	要 望 事 項	回 答
(3)	筆記試験のみの一次選考試験においては「軽装でかまいません（上着やネクタイ等も必要ありません）」と明記すること。	当日クールビズでの実施について、当日放送にてお知らせしています。事前の連絡については、検討してまいります。
(4)	奨学金返還補助制度を全校種に拡大すること。	県の財政上、今年度は小学校と中学校での実施としておりますが、高等学校や特別支援学校など、全校種に拡大できるよう努めてまいります。
6	再任用教職員の待遇に関して、以下のことを要望します。	
(1)	期末手当を1.20月に、勤勉手当を1.00月にすること。	県教育委員会といたしましては、人事委員会勧告を尊重する立場に変わりはありませんので、ご理解いただきたいと思えます。
(2)	扶養手当、住居手当、へき地手当、寒冷地手当を支給すること。	

【懇談事項】

(1)	教員採用選考試験の6月実施や大学3年生での受験について	
(2)	継続常勤講師の1次免除を高校、特別支援で実施しない理由について	